

議案第 8 3 号

羽生市議会議員の執行機関の附属機関等委員への就任
の制限に伴う関係条例の整備に関する条例

(羽生市住居表示整備審議会条例の一部改正)

第 1 条 羽生市住居表示整備審議会条例（昭和 4 0 年条例第 9 号）の
一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては
「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）
については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が<u>委嘱し、又は任命する。</u></p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、再選を<u>妨げない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき<u>又は欠けたとき</u>は、その職務を代理する</p>	<p>(組織)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。</p> <p><u>(1) 市議会議員</u></p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、再選を<u>さまたげない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する</p>

<p>(庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>市民福祉部市民生活課</u>において処理する。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>市民生活課</u>において処理する。</p> <p><u>(雑則)</u></p> <p>第8条 (略)</p>
---	--

(羽生市総合振興計画審議会条例の一部改正)

第2条 羽生市総合振興計画審議会条例(昭和45年条例第35号)

の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が<u>委嘱し、又は任命する。</u></p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき<u>又は欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p>(委員の任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、<u>2年</u>とし、</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。</p> <p><u>(1) 市の議会議員</u></p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは<u>その職務を代理する。</u></p> <p>(委員の任期)</p> <p>第5条 委員の任期は<u>2年</u>とし、再</p>

再任を妨げない。 <u>ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>	任を妨げない。 <u>委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>
2 (略) (庶務)	2 (略) (庶務)
第9条 審議会の庶務は、 <u>企画財務部企画課</u> において処理する。 <u>(委任)</u>	第9条 審議会の庶務は、 <u>企画課</u> において処理する。 <u>(雑則)</u>
第10条 (略)	第10条 (略)

(羽生市中小企業従業員福祉制度審議会条例の一部改正)

第3条 羽生市中小企業従業員福祉制度審議会条例(昭和47年条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第2条 市長の諮問に応じ、市内中小企業従業員の福祉の向上に関する制度について <u>調査し、及び審議</u> するため、羽生市中小企業従業員福祉制度審議会(以下「審議会」という。)を置く。	(設置) 第2条 市長の諮問に応じ、市内中小企業従業員の福祉の向上に関する制度について <u>調査及び審議</u> するため、羽生市中小企業従業員福祉制度審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(組織) 第3条 (略)	(組織) 第3条 (略)
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が <u>委嘱し、又は任命する。</u>	2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が <u>委嘱する。</u>
<u>(1)</u> (略)	<u>(1)</u> <u>市議会議員</u>
<u>(2)</u> (略)	<u>(2)</u> (略)
	<u>(3)</u> (略)

<p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、<u>その職務を代理する</u>。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 審議会は、会長が招集し、<u>その議長となる</u>。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>経済環境部商工課</u>において処理する。</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは<u>その職務を代理する</u>。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 審議会は、会長が招集し、議長となる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>商工課</u>において処理する。</p>
---	---

(羽生市中小企業従業員退職金等福祉共済条例の一部改正)

第4条 羽生市中小企業従業員退職金等福祉共済条例（昭和49年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条・第2条）</u></p> <p><u>第2章 共済契約（第3条－第10条）</u></p> <p><u>第3章 共済掛金（第11条－第19条）</u></p> <p><u>第4章 給付（第20条－第27</u></p>	

条)

第 5 章 運営協議会 (第 28 条 - 第 33 条)

第 6 章 雑則 (第 34 条 - 第 45 条)

(被共済者となれない者)

第 4 条 次に掲げる者は、被共済者となることができない。

(1) ~ (3) (略)

(4) 加入事業主である個人又はこれと生計を一にする親族である者

(承諾の拒絶)

第 7 条 市は、次に掲げる場合には、共済契約の申込みを拒絶することができる。

(1) ~ (3) (略)

2 市は、共済契約の申込みを拒絶したときは、前条第 1 項の規定により納付された申込金を遅滞なく返還しなければならない。

(契約の成立)

第 8 条 (略)

2・3 (略)

4 市は、共済契約者から新たに従業員を被共済者とする申込みを受理し、承諾したときは、既に交付してある共済契約証書附属書に新たな被共済者の氏名その他必要な事項を追加し、又は変更することによって共済契約証書の交付に代えるものとする。

(共済契約者の変更)

第 9 条 共済契約者である事業主に変更があったとき(法人にあっては、代表者の変更を含む。)は、新たに事業主となったものが遅滞なく共済契約者変更の届出をしなければならない。

(契約の解除)

第 10 条 市又は共済契約者は、次

(被共済者となれない者)

第 4 条 次の各号に掲げる者は、被共済者となることができない。

(1) ~ (3) (略)

(4) 加入事業主である個人、若しくはこれと生計を一にする親族である者

(承諾の拒絶)

第 7 条 市は、次の各号に掲げる場合には、共済契約の申込みを拒絶することができる。

(1) ~ (3) (略)

2 市は、共済契約の申込みを拒絶したときは、第 6 条第 1 項の規定に基づき納付された申込金を遅滞なく返還しなければならない。

(契約の成立)

第 8 条 (略)

2・3 (略)

4 市は、共済契約者からあらたに従業員を被共済者とする申込みを受理し、承諾したときは、既に交付してある共済契約証書附属書にあらたな被共済者の氏名その他必要な事項を追加又は変更することによって共済契約証書の交付にかえるものとする。

(共済契約者の変更)

第 9 条 共済契約者である事業主に変更があったとき(法人にあっては、代表者の変更を含む。)は、あらたに事業主となったものが遅滞なく共済契約者変更の届出をしなければならない。

(契約の解除)

第 10 条 市又は共済契約者は、第

項及び第3項に規定する場合を除いては、共済契約の解除をすることができない。

2 市は、次に掲げる場合には、共済契約を解除することができる。ただし、別に規則で定める場合は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

3 共済契約者は、次に掲げる場合には、共済契約を解除することができる。

(1)・(2) (略)

4・5 (略)

(掛金の納付)

第11条 共済契約者は、退職金等の支給に要する資金に充てるため、申込み口数に応じて掛金を納付しなければならない。ただし、休職又は欠勤中の被共済者について別に規則で定める場合には、掛金を納付しないことができる。

2 (略)

(掛金納付済期間の通算)

第15条 (略)

2 前項に規定する場合において、前の共済契約者が正当な理由なく同意しないときは、市長の裁定するところによる。

3 (略)

(重複月の掛金)

第16条 前条の規定により、掛金納付済期間を通算する場合に、新たに被共済者となった月の掛金が、既に前の共済契約者において納付済であるときは、当月分の掛金は、必要としない。

(掛金の運用)

第18条 市は、納付された掛金(運用による利益を含む。)を、次に掲げるところにより運用するものとする。

2項及び第3項に規定する場合を除いては、共済契約の解除をすることができない。

2 市は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除することができる。ただし、別に規則で定める場合は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

3 共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除することができる。

(1)・(2) (略)

4・5 (略)

(掛金の納付)

第11条 共済契約者は、退職金等の支給に要する資金にあてるため、申込み口数に応じて掛金を納付しなければならない。ただし、休職又は欠勤中の被共済者について別に規則で定める場合には、掛金を納付しないことができる。

2 (略)

(掛金納付済期間の通算)

第15条 (略)

2 前項の場合に、前の共済契約者が正当な理由なく同意しないときは、市長の裁定するところによる。

3 (略)

(重複月の掛金)

第16条 前条の規定により、掛金納付済期間を通算する場合に、あらたに被共済者となった月の掛金が、既に前の共済契約者において納付済であるときは、当月分の掛金は必要としない。

(掛金の運用)

第18条 市は、納付された掛金(運用による利益を含む。)を、次の各号に掲げるところにより運用するものとする。

(1) ~ (5) (略)

2 (略)

(遺族の範囲)

第22条 この共済契約により退職金等の給付を受けるべき遺族の範囲は、次に掲げる者とする。

(1) ~ (4) (略)

(欠格)

第24条 故意の犯罪行為により被共済者を死亡させた者は、前条の規定にかかわらず、その給付を受けることができない。被共済者の死亡前に、被共済者の死亡によって、給付を受けるべき者を故意の犯罪行為によって死亡させた者についても、同様とする。

(組織)

第30条 (略)

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

3 (略)

(会長及び副会長)

第31条 (略)

2・3 (略)

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第33条 審議会の庶務は、経済環境部商工課において処理する。

(計算期間の特例)

第40条 前条の請求に関わる期間を計算する場合において、その請

(1) ~ (5) (略)

2 (略)

(遺族の範囲)

第22条 この共済契約により退職金等の給付を受けるべき遺族の範囲は、次の各号に掲げる者とする。

(1) ~ (4) (略)

(欠格)

第24条 故意の犯罪行為により被共済者を死亡させた者は、前条の規定にかかわらず、その給付を受けることができない。被共済者の死亡前に、被共済者の死亡によって、給付を受けるべき者を故意の犯罪行為によって死亡させた者についても、同様とする。

(組織)

第30条 (略)

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 市議会議員

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

3 (略)

(会長及び副会長)

第31条 (略)

2・3 (略)

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(庶務)

第33条 審議会の庶務は、商工課において処理する。

(計算期間の特例)

第40条 前条の請求にかかわる期間を計算する場合において、その

<p>求が書面の郵送等により行われたものであるときは、郵送等に要した日数は、その期間に算入しないものとする。</p> <p>(掛金及び給付額の調整)</p> <p>第43条 共済契約に係る掛金及び給付額は、経済事情等の変化に応じるよう適宜調整されなければならない。</p> <p>別表第1 (第20条関係)</p> <p>表 (略)</p> <p>別表第2 (第21条関係)</p> <p>表 (略)</p>	<p>請求が書面の郵送等により行われたものであるときは、郵送等に要した日数は、その期間に算入しないものとする。</p> <p>(掛金及び給付額の調整)</p> <p>第43条 共済契約にかかる掛金及び給付額は、経済事情等の変化に応じるよう適宜調整されなければならない。</p> <p>別表第1</p> <p>表 (略)</p> <p>別表第2</p> <p>表 (略)</p>
--	--

(羽生市下水道事業審議会条例の一部改正)

第5条 羽生市下水道事業審議会条例(昭和55年条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。</p> <p><u>(1)</u> 市議会議員</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>

<p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、<u>その職務を代理する。</u></p> <p>(委員の任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、<u>2年</u>とし、再任を妨げない。<u>ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは<u>その職務を代理する。</u></p> <p>(委員の任期)</p> <p>第5条 委員の任期は<u>2年</u>とし、再任を妨げない。<u>委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>
--	---

(羽生市まちづくり自治基本条例の一部改正)

第6条 羽生市まちづくり自治基本条例(平成21年条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(羽生市まちづくり自治基本条例委員会)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が<u>委嘱し、又は任命する。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(羽生市まちづくり自治基本条例委員会)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が<u>委嘱する。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> <u>市議会議員</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に羽生市中小企業従業員福祉制度審議会条例の規定により委員に委嘱されている市議会議員は、委員の任期が終了するまでの間は、当該委員とみなす。ただし、その任期中に市議会議員の任期が満了したとき若しくは議会が解散されたとき又は委員である市議会議員がその身分を失ったときは、この限りでない。
- 3 この条例の施行の際現に羽生市中小企業従業員退職金等福祉共済条例の規定により委員に委嘱されている市議会議員は、委員の任期が終了するまでの間は、当該委員とみなす。ただし、その任期中に市議会議員の任期が満了したとき若しくは議会が解散されたとき又は委員である市議会議員がその身分を失ったときは、この限りでない。
- 4 この条例の施行の際現に羽生市下水道事業審議会条例の規定により委員に委嘱されている市議会議員は、委員の任期が終了するまでの間は、当該委員とみなす。ただし、その任期中に議会が解散されたとき又は委員である市議会議員がその身分を失ったときは、この限りでない。

令和3年11月25日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明